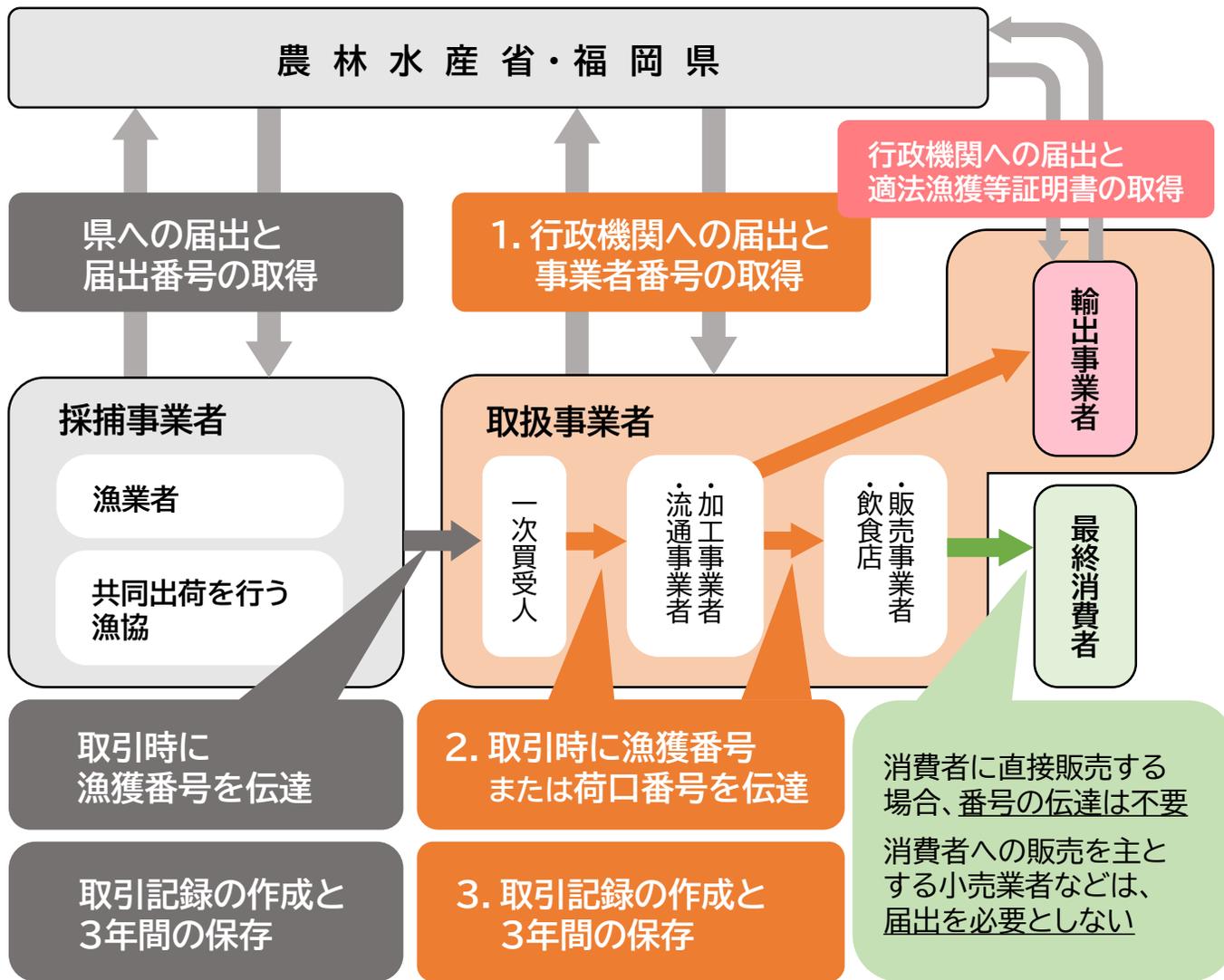


水産流通適正化法について ■ 取扱事業者

アワビ・ナマコの違法漁獲物の流通を防ぐため、これらの採捕者および取扱事業者に番号を取得してもらい、取引時に番号を伝達していくことで、漁獲や流通のルートを追跡できるようにする制度がR4年12月1日からはじまります

事業の大まかな流れ



アワビ・ナマコの取扱事業者に義務付けられること

1. 行政機関への届出と届出番号の取得
2. 取引時に漁獲番号または荷口番号を伝達
輸出事業者は、輸出の際に適法漁獲等証明書を添付
3. 取引記録の作成および3年間の保存

※ アワビ・ナマコは鮮魚だけでなく加工品や食用でないものを含む

1. 行政機関への届出と届出番号の取得

取扱事業者から必要事項の届出をし、承認を受け、事業者割振り番号を取得する

■ 届出先

- 事業所が福岡県のみにある事業者 → 福岡県に届出
- 事業所が複数の県下にある事業者 → 農林水産省に届出

■ 届出方法

- 原則、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)で電子申請
eMAFFで申請を行うためにはgBizIDの取得が必要(2週間程度かかる)
- 電子申請が難しい場合、書面で届出

2. 取引時に漁獲番号や荷口番号を伝達する

アワビ・ナマコを取引する際には、取引相手に漁獲番号や荷口番号を伝達する

■ 漁獲番号・荷口番号とは

届出番号(採捕者の番号)もしくは事業者割振り番号 + 取引年月日 + 取引番号からなる16桁の数字

1234567 221201 100

届出番号もしくは
事業者割振り番号

取引年月日
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号

■ 漁獲番号と荷口番号の使い分け

複数の番号がついた荷を合わせたり、1つの荷を分けたりする場合には、自らの取得した事業者割振り番号で構成した荷口番号を付けて次の事業者に譲り渡すことができる
このとき、荷口番号に紐づく番号が分かるように整理しておく

■ 取引番号とは

取引ロットを識別する3桁の番号。設定は任意だが、アワビとナマコを区別できる必要がある(例: アワビは001、ナマコは002など)

■ 伝達方法の例

- 納品伝票や仕切書などに漁獲番号や荷口番号の記載欄を設ける
- 漁獲番号については、採捕者との間で合意がとれれば、採捕者の届出番号を前もって把握しておくことで、一次買受人が漁獲番号を構築することが可能

3. 取引記録の作成および3年間の保存

取引の記録(電子データでも書面でも可)を作成し、3年間保存する

※ 通常の取引で発生する伝票などの記録を保存しておけばよい